発行日: 2023 年 10 月 編集: 将星国際特許事務所

兼倉日和

10月に入り、朝晩は秋らしく過ごしやすい気候になってきました。 昔に比べて秋でも暑くなり、運動会を5月に開催する学校も増えている ようです。

しかし、どの季節も急な豪雨が降るなど激しい天候が多く、穏やかな季 節が少なくなったように感じます。

寒暖差や気圧の変化は体調不良の原因となります。スパイスの効能で、 おいしく体調を整えてみるのはいかがでしょうか。

容罪 备 带

鎌倉ブランドのお客様

スパイスハウス PePe 鎌倉様

● スパイス料理の名店 ●

鎌倉駅西口の御成通りから路地を少し入った場所に、スパ イス料理好きの間で有名な、スパイスハウス PePe 鎌倉様が あります。今年で44年目、鎌倉では34年目となる歴史をオー ナーの齊藤秀二郎さんに伺いました。

まず、印象的な屋号、PePe とは胡椒の ことだそうです。新橋でスパイスハウス PePe を開業した 44 年前、国内でスパイ スの知名度はほとんどありませんでした。 その中で、誰もが知っている数少ないス パイス、胡椒の名を冠した屋号には、ス



パイス料理を皆さんに広めたいという当時の齊藤さんの思い が込められています。

● 44 年の学びの日々 ●

もともとは日本料理屋の三代目である齊藤さんですが、戦 中戦後を乗り越え十数年、事業としての将来性に疑問を持ち 始めたと言います。時代は東京オリンピック前夜。日本に世 界の文化がなだれ込む中、ワインやチーズを猛勉強し、都内 有名ホテルに入社しました。そこでスパイス料理というもの を見かけるようになります。スパイスが少しずつ広がり始め たのです。興味を持ち学ぶにつれ、その薬効と奥深さを知り、 スパイス料理とは薬を食べる料理なのだと感銘を受けた齊藤 さんは、その後の人生をスパイス料理にかけることを決意し、 深い学びの日々をスタートさせました。

スパイスといえばインド料理と考え、日本インド協会を通



して正式なインド料理の先生を招待 し、10年以上師事しました。スパ イスには味付けや香り付けなど様々 な働きがありますが、何よりもその 薬としての力をマスターして料理に 生かしたいと試行錯誤しました。そ

うして生みだされた料理を提供するお店が、スパイスハウス PePe なのです。看板料理はマサラライス。多くの料理を研究 して独自の調合にたどり着いたチキンマサラがいただける料 理で、鶏肉のモモ・ムネ・砂肝・ハツ・レバーなど全ての部 位を 16 種類のスパイスで炒め煮してあります。「うちの料理

は全て、体に優しいということが第一です」と齊藤さん。お いしいものを作るのは当然ですが、

体に優しくないのならお客様には提

供しないと語ります。

さらに、薬としてのスパイスをよ り深く理解するため、中国山東省の

大学で薬膳を学びました。薬膳とは食をもって体を整えると いうこと。必要なものは一人一人全く違いますが、病気にな る前に防ぐ「未病」を重視しています。齊藤さんは、スパイ ス料理と中国の薬膳の本質は同じで、インドから中国、そし て日本へとその文化は繋がっていると考えます。

● 大切なものは商標登録で守る ●

鎌倉で順調に営業をしている中で、商標登録のきっかけと なる出来事がありました。PePeの理念や料理に共感したある 企業から、ライセンス契約の申し出があったのです。嬉しさ と同時に万が一のトラブルでPePeの屋号を失う恐れもあるこ とに気付きます。相手企業と気持ちよくやり取りしたい一 方、思いの詰まったPePeの屋号はしっかり守らなければと、 「スパイスハウスPePe®」(第6554982号)を商標登録しま した。その際、登録商標が持つ法律上の絶対的強さを知り、 大切なものは積極的に守る必要があると実感したそうです。



また、店内の各テーブルに置かれている 「ペペマサラ®」(第6560574号)は、オリジ ナルのミックススパイスですが、お店でサラ ダやマサラなどにかけて楽しめるほか、販売 もされています。家庭でもPePe風味を楽しめ

る、看板スパイスとも言えるこの名前もしっかり守っていま す。最近「選塩®」(第6560737号)という商標も取得しまし た。塩はやはり料理の要と語る齊藤さんは、スパイスと同様 に体に良くおいしいことにこだわり、世界中の塩の中からご 自分の舌で厳選しています。文字通り塩をしっかりと選ぶと いう料理人としてのポリシーも、商標登録をしてご自分の財 産とされました。事業を行う中で、大切な名前、マーク、理 念など、守るべきものがたくさんあることと思います。当事 務所は、それらを財産として守りたいと考える事業者の皆様

をサポートし たいと考えて

います。

神奈川県鎌倉市御成町6-10

TEL: 0467-60-4330



https://spicehouse-pepe.com/

ブランドのタネシ

● ライセンス契約とは ●

スパイスハウス PePe 様は、取引先からの ライセンス契約の打診をきっかけに、店舗の名称について商 標登録をされました。「ライセンス契約」とは、自分が有する 商標の使用を他人に認める契約のことです。今回は、商標の ライセンスについてのお話をしたいと思います。

ライセンスビジネス…。夢がある言葉です。

例えば流行語について商標登録をとっておけば、それを使い

たい人が殺到し、不労収入でウハウ ハかも、などと妄想が膨らみます。

しかし、そうそう都合のいい話にはなりません。お客様の信用を積み重ね、十分なブランド価値を持っている商標でなければ、そもそもライセンス希望という話は出ませんよね。やはり真面目に働かなければダメですか…

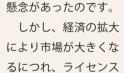


● 商標法におけるライセンス ●

ライセンスについては、商標法第30条、31条に「専用使用権」「通常使用権」という権利として規定されていますが、 実は、昔の商標法には規定がなく、商標権者の自由なライセンスを認めていませんでした。

我が国における商標は、いわゆる「のれん(屋号)」のイメー

ジが強く、権利者の事業と固く結びついていたので、商標権者といえ自由なライセンスを認めた場合、需要者の観点から混同が生じる





制度のニーズが大きくなり、需要者としても「モノが確かであれば、だれが作って売っているかはさほど気にしない」ようになります。

また資本関係や人的関係など、事業における密接な関係が ある場合など、法律上の根拠がないというのはあまりに不便 です。そこで、使用許諾制度について法律として明記される ことになりました。

これにより、商標権を根拠としたライセンスが可能となり、 商標権者は商標権を通じて、ライセンサーの事業を管理でき るようになったのです。

様々なブランディングの形●

一方、商標権によらず、ライセンシーとライセンサーの個別の契約や、または信頼関係により秩序を作っていく価値観 もあります。

関東地方においてラーメンの一大勢力となった、横浜家系 ラーメンは、吉村実さんが経営している吉村家から広まり、 現在 1000 店舗以上の店が「家系(いえけい)」という派閥を

形成しています。各店が「家系」 の名の下で日々研鑚を積み、 バリエーションのある商品展 開をしています。

ところで、吉村さんがのれ ん分けをしたいわゆる「直系」 は、現在8店にすぎず、その 他は、吉村さんと直接の関係



はないといいます。吉村さんは、「横浜家系ラーメン」につい て商標登録を受けてもいません。

仮に、吉村さんが商標登録を受けていた場合、「家系」店舗 全体に吉村さんが指示を及ぼし、商品の品質管理なども可能 だったはずですが、一方で「横浜家系ラーメン」が現在のよ うにラーメンの一大派閥となったかは分かりません。このよ うな例もブランディングの一つの形といえるかもしれません。

● 気になるライセンス料 ●

さて、商標権のライセンス契約の話に戻ります。

契約に際して、「ライセンス料をどう決めれば良いのか」という質問を受けることがあります。

これに関しては、一概に幾ら、という答えはありません。 ライセンス料はその対象である商標の知名度や、取扱商品等 により大きく異なるからです。ライセンス料は、月額〇〇円 のような定額制か、売上の〇〇%のような変動制かを取り決 めます。変動制でライセンス料を定める場合の大まかな目安

\$

としては、売上の2%~ 5%のケースが多いようで す。

その他にも、契約においては、ライセンス期間、商標の使用を認める範囲、地域、独占性の有無など、留意すべき点が少なくありません。

もし、ライセンス契約のお話があった場合は、専門家にご 相談いただけると安心です。

商標担当弁理士 芦田 圭司



SHOUSEI International Patent Office

将星国際特許事務所

〒248-0006

神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F URL: https://shousei.jp/

TEL:0467-73-8540(平日10:00~18:00)

FAX:0467-73-8541

Email: info@shousei.jp

